



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

訪問購入（訪問買取り）にご注意！ ～不用品を買い取ってもらはずだったのに… 貴金属まで買い取られる！？～



事例

- ・家具を買い取ってもらうため、出張買取りを依頼したら、「家具に値はつかない」と言われ、貴金属を買い叩かれた。
- ・「不用品を回収している」という業者が、いきなり訪ねてきて、断ってもしつこく勧誘され貴金属を強引に買い取られてしまった。



トラブル回避に重要なこと

- **突然訪問してきた購入業者は決して家に入れないようにしましょう**
購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。禁止行為をする購入業者は家に入れないようにしましょう。
- **購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう**
購入業者は、女性や若い男性を使って優しい口調で電話をかけてきて、話し相手になって信用させて訪問の承諾を得ようとしてきます。買い取ってもらうつもりがなければ、話を聞かずに断ることが大切です。
- **購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう**
訪問購入を装った犯罪に巻き込まれる危険があるため、一人では対応しないようにしましょう。
貴金属を買い取ってもらうつもりがない場合は、購入業者に求められても見せないようにしましょう。
- **売却後、8日間は物品を引き渡さないことができます**
クーリング・オフ期間内（書面交付から8日以内）は売却した物品の引渡しを拒むことができます。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし
いやや
188番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



◆クーリング・オフについて

不意打ち性の高い訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売、マルチ商法等は、一定の期間内に、書面や電子メール等で事業者申し出れば、無条件で契約を解除することができます。

◎ 通信販売は、クーリング・オフの対象外です!

クーリング・オフの方法を教えてください!

【ハガキやメールに記載する内容】

申込(契約)日 ○年○月○日
 商品等名称 ○○○
 商品等価格 ○○○円
 事業者名 ○○○会社
 担当者名 ○○ ○○
 上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払済みの○○円は
 A欄 直ちに返金してください。
 なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日(記入日)
 (契約者)住所 〒○○○-○○○○
 ○○○○○○○○○○○○
 氏名 ○○ ○○

<ポイント>

- ✓ 宛て名は、契約した事業者の代表者名(例:○○○会社代表者様)
- ✓ 支払いがクレジットのときは、クレジット会社にも同時に通知(A欄の記載は不要)
- ✓ 代金未払いや商品を受け取っていないときは、A欄の記載は不要
- ✓ ハガキの場合は、両面をコピーし、証拠として記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ メールの場合は、送信メールを証拠として保存

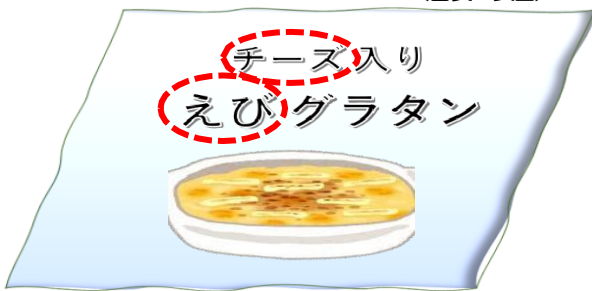
クーリング・オフについて、
 詳細はこちらをご覧ください →



神奈川県消費生活条例に基づく調理冷凍食品の原材料配合割合表示が、**令和8年4月1日に廃止**されました。

【現在の原材料配合割合表示のイメージ】

(包装の表面)



(包装の裏面の表示)

名 称: えびグラタン
 原材料名: マカロニ(国内製造)、えび、濃縮乳、小麦粉・
 ・ ・ (一部にえび・かに・小麦・乳成分・鶏肉を含む)
 内 容 量: 250g

 販 売 者: ○○○株式会社
 神奈川県横浜市西区鶴屋町

原材料配合割合: えび9%、チーズ0.5%(仕込み時)

この「えび」や「チーズ」の配合割合という県独自の原材料配合割合表示が廃止されました。

※国の食品表示基準による調理冷凍食品の食品表示も令和8年4月1日より見直されています(改正は令和7年3月28日)。詳細は次の消費者庁ホームページ等でご確認ください。



困ったときは、
 一人で悩まず
 地元市町村の
 消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
 くらし安全部消費生活課
 相談第二グループ
 かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)